

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

ページ

訓 令

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課） 1

訓 令

北海道訓令第11号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令
北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。
第11条中「又は課」を「、課内室長（北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）第2条第13号の課内室長をいう。）、担当課長（本庁の課に置かれた担当課長、参事（医療参事を含む。）及び上席普及指導員をいう。）又は課」に、「（昭和41年北海道訓令第3号）第2条第3号」を「第2条第3号」に、「北海道事務決裁規程第2条第15号」を「本庁」に改める。

別表の付表中「行政改革局（行政改革課、職員事務センター及び試験研究機関改革推進室を除く。）」を「大学法人運営支援室」に、「行 法」を「大 法」に、「行政改革局職員事務センター」を「行政改革局法人団体課」に、「職 員」を「法 人」に、「行政改革局試験研究機関改革推進室」を「行政改革局職員事務センター」に、「試 改」を「職 員」に、「危機対策局防災消防課」を「危機対策局危機対策課」に、「防 災」を「危 対」に、

「 新幹線・交通企画局交通企画課
新幹線・交通企画局空港活性化推進室
交 企
空 活
を
」

「 科学 I T 振興局総合研究機構運営支援室
総 研 支
」

新幹線・交通企画局（地域交通課及び新幹線対策室を除く。）
新幹線・交通企画局地域交通課
新 交
地 交
に、

「 地域づくり支援局
地域行政局（市町村課及び統計課を除く。）
地 支
地 行
を
」

「 地域づくり支援局
地 支
に、「環境

局環境政策課」を「アイヌ政策推進室」に、「環 政」を「ア 政」に、「環境局環境保全課」を「環境局環境推進課」に、「環 保」を「環 境」に、

「 生活局くらし安全課
く ら し
を
」

「 環境局地球温暖化対策室
くらし安全局くらし安全推進課
くらし安全局消費者安全課
温 対
安 推
消 安
に、「生活

局道民活動文化振興課」を「くらし安全局道民活動文化振興課」に、「保健医療局医療政策薬務課」を「医療政策局医療薬務課」に、「医 政」を「医 薬」に、

「 保健医療局地域医師確保推進室
医 推
を
」

「 医療政策局地域医師確保推進室
医療政策局道立病院室
医 推
道 病
に、「保健

医療局健康安全室」を「健康安全局」に、

「 福祉局障がい者保健福祉課
福祉局ねりんピック推進室
道立病院管理局
障 福
ね ん 推
病 管
を
」

「 福祉局障がい者保健福祉課
障 福
に、

「 総務課
経 総
を
」

「 総務課
食関連産業振興室
経 総
食 産
に、「産業

立地推進局産業立地課」を「産業立地・エネルギー局産業立地課」に、「産業立地推進局資源エネルギー課」を「産業立地・エネルギー局資源エネルギー課」に、

「	建設管理局技術管理課	」	建 技	」を
「	建設管理局技術管理課 空港港湾局物流港湾課 空港港湾局空港活性化推進室	」	建 技 港 湾 空 港	」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
